平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和元年8月28日(水) 14:00~16:00 場 所 平塚市役所本館 7階 720会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 福祉部長挨拶
- 3 議題
 - (1) 成年後見制度利用促進に関する平塚市の取組について ア・平塚市成年後見利用支援センター事業について イ 市長申立て、報酬助成について
 - (2) 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について
- (3) その他 平塚市成年後見制度利用促進懇話会について

令和元年度 第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿

<委員>

所属	職名	氏 名
神奈川県弁護士会	弁 護 士	町川 智康
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサボート神奈川支部	司法書士	
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	社会福祉士	田中 晃
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター	行政書士	鳥塚 邦明
東京地方税理士会 成年後見支援センター	税 理 士	村田 一秀
学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学科	准教授	世野 和惠
特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南	副代表理事	菊地 洋一
地域包括支援センターあさひきた	社会福祉士	栗田 政宏
平塚市障がい者団体連合会	理事	長橋 尚子

順不同·敬称略

<事務局>

平塚市福祉部	部長	津田 勝稔
平塚市福祉部福祉総務課	課長	岩﨑 浩臣
平塚市福祉部福祉総務課	課長代理	山﨑 淳司
平塚市福祉部福祉総務課	主 査	木村 孝子
平塚市福祉部福祉総務課	主 任	

平塚市社会福祉協議会	事務局長	梶山 剛生
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	課長	中田 栄二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	主任専門員	田中 直樹
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	相談員	馬場 ひとみ

平塚市福祉部高齢福祉課	担当長	佐藤 幸二
平塚市福祉部障がい福祉課	主 管	加治屋 博史
平塚市福祉部生活福祉課	課長代理	白井 純人

平塚市成年後見利用支援センター 平成30年度業務概況 (総括表)

4月1~30日	5月1~31日	6月1~30日	7 H 1 - 21 F	084 045	0.00						
			7月1~31日	8月1~31日	9月1~30日	10月1~31日	11月1~30日	12月1~31日	1月1~31日	2月1日~28日	3月1~31日
(開所日数:21日)	(開所日数:21,5日)	(開所日数:22日)	(開所日数:21.5日)	(開所日数:24日)	(開所日数:18,5日)	(開所白数:23日)	(開所日数:20,5日)	(開所日数:20日)	(開所日数:19,5日)	(開所日数:20日)	(開所日数:20,5日)
応急事務管 理事業ケー ス対応 (4/4)	土曜午前開 所 (5/12)	土曜開所 (6/2)	長野県岡谷市 議会視察受入 れ (7/4)	成年後見制度 に関する意見交 換会(湘南圏 域・県平塚保 福)出席(8/2)	土曜午前開所 (9/8)	土曜開所 (10/6)	法テラス小田原 地方協議会(平 塚プレジール) 出席(11/2)	土曜開所 (12/1)	土曜午前開所 (1/12)	土曜開所 (2/2)	権利擁護ネット ワーク構築に向け た中核機関設 置連絡会出席 (3/5)
土曜開所 (4/7)	専門相談 (5/17)	地域福祉計 画策定委員 会出席(6/4)	成年後見支援 ネットワーク連 絡会(7/12)	土曜開所 (8/4)	専門相談 (9/20)	専門相談 (10/24)	後見C運営協 議会 (11/9)	第三者後見人 研修交流会 (12/1)	専門相談 (1/17AM·PM)	地域福祉計画 策定委員会出 席(2/4)	土曜午前開所 (3/9)
(4/10)	法テラスとの 事業打合せ (5/25)	社会福祉士 養成実習対 応 (6/14)	専門相談 (7/12,19)	埼玉県志木市 中核機関視察 (志木市役所) (8/14)	地域福祉計画 策定委員会中 間報告会出席 (9/20)	受任調整·企 画運営会議 (10/24)	土曜午前開所 (11/10)	成年後見制度利 用促進のための 意見交換会(横須 賀市立総合福祉 会館)(12/3)	平塚市虐待防 止等ネットワーク 協議会出席 (1/17)	湘南西部成年後 見制度利用支援 連絡会出席(秦野 市保健福祉セン ター)(2/12)	專門相談 (3/14,18, 29),出張專門 相談(3/14, 28)
企画連名会	後見サポー ター・オリエンテー ション(5/29)	専門相談 (6/19)	土曜午前開所 (7/14)	成実習対応	権利擁護人材 育成講座 (10/6, 26)	地域福祉計画 策定委員会出 席 (10/29)	専門相談 (11/15)	横浜家裁との連 絡協議会出席 (家裁小田原支 部)(12/5)	大学連携事業 打合せ (1/17)	小田原市視察 受入れ(2/12)	平塚市応急事 務管理会議全 体会議 (3/28)
専門相談 (4/19)		受任調整·企 画運営会議 (6/19)	成年後見制度 利用促進フォーラ ム出席(海老名 市文化会館) (7/26)	専門相談 (8/21, 23)	市民後見人養 成講座(基礎 研修) (10/6, 26)		千葉市役所視 察 (11/21)	青森県八戸市 社協視察受入 れ(12/10)	後見C運営協 議会 (1/28)	診断書書式改定等説明会出席(家裁小田原支部)(2/13)	出張講座(包括ゆりのき)(3/8)
後見サポー ター全体会 (4/7)		応急事務管 理事業ケース 対応(6/27)	平塚市応急事 務管理会議全 体会議 (7/30)	受任調整·企 画運営会議 (8/21)	後見サポー ター全体会 (10/6)	権利擁護人材 育成講座 (11/10, 28)	法テラス小田原 地方協議会(平 塚プレジール) 制度説明(11/2)	専門相談 (12/18)	FM湘南ナパ サ出演 (1/8)	出張専門相談 (2/18), 専門 相談(2/19・ 21)	フォローアップ 研修(栗原 ホーム)(3/19)
出張講座等普. 広報事業を右の 掛けで表示。	525-526	横浜家裁との 連絡協議会出 席(横浜家裁) (6/28)	FM湘南ナパ サ出演 (7/10)	平塚市虐待防 止等ネットワーク 協議会出席 (8/23)		出張講座(東 海大学) (11/14)	大学連携事業 打合せ (12/27)	受任調整·企 画運営会議 (12/18)	出張講座(豊 田福祉村) (1/18)	受任調整·企 画運営会議 (2/19)	成年後見支援 ネットワーク連 絡会(2/21)
			高齢者権利擁護講演会(保健センター) (7/12)	大学連携事業 打合せ (8/28)	市民後見人養 成講座(基礎 研修) (11/10, 28)	高齢者権利擁 護講演会(美 術館)(11/29)	出張講座(須 賀公民館) (12/2)	市民後見人事 務引継ぎ (1/15)	大学連携普及 演劇(ららぽー とホール) (1/31)		大学連携事業 打合せ (2/28)
市民後見人 養成講座(基 礎研修)説明 会(8/4, 27)	後見サポー ター全体会 (8/4)	出張講座(し んど老健) (8/20)	権利擁護人材 育成講座開催 (8/4, 27)	湘南西部成年後 見制度利用支援 連絡会出席(秦野 市保健福祉セン ター)(8/29)			後見サポー ター全体会 (12/1)		講座(保健セ	成年後見制度 講座(平塚市 役所)(2/15)	出張講座(高 浜台ハイツ) (2/14)

平塚市成年後見利用支援センター 30年度 相談件数等及び会議開催状況

		-			400																F
					期間	別内訴					合計		相談			参考:前	年度(29	年度)			1
			4~6月	7~9月	10~12 月	1月	2月	3月	小計 (1~3 月)	合計 (初回・ 継続別)	相談	一日当	経路別 内訳 (実件数)	4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初回・	相談	一日当	1
			開所日数	開所日数	開所日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のベ開所 日数255日	区分別計	たり平 均件数	A) 保健福祉 機関·施設	開所日数	開所日数	開所日数	開所日数	継続 別)	区分別計	たり平均件数	1
L	,		64.5	64	63.5	19.5	20	20.5	60	252			等からの相 談	64.5	64	63.5	61	253	,,,,,,,	51(3)	
l	電	初回	46	47	50	14	18	19	51	194	451	1.79	113	58	54	44	51	207			1
桂	話	継続	40	44	74	20	29	50	99	257	401	1.79	B)親族·知	146	96	52	71	365	572	2.26	
談		***************************************	4	11	10	3	5	6	14	39	141	0.56	人等からの 相談	14	22	8	17	61	206	0.01	1
	所	継続	20	20	23	3	16	20	39	102	141	0.50	120	34	40	33	38	145	206	0.81	
	備	考	4/7, 6/2 土曜開所 5/12土曜 午前開所		10/6, 12/1 土曜開所 11/10 土曜午前 開所	1/12 土曜 午前 開所	2/2 土曜 開所	3/9 土曜 午前 開所		PM, 2/18(出張)・19・21, 3/14AM・PM(出				4/1, 6/3 土曜開所 5/13土曜 午前開所	土曜午前	10/7,12/ 2土曜開 所 11/11 土曜午前 開所	0土曜午 前開所	4/17, 5/2 24, 8/15 10/17, 11/ 18·30, 2/5	·24·28, 9, /6, 12/6·	/14·25, 19, 1/15·	ó
						成年	後見支持	爰ネット「	フーク連	絡会				受任調整·企画運営会議					1		
1			日時	平成304	年7月12日	(木曜)	10:30	~12:00	平成3	1年2月21	日(木曜	星) 10:3	30 ~ 12:00		TI cto	o /	7 7 / .1. 119	3) 0 🗆 4	0 0 ()	n=1 \	1
	숲	È	場所				平塚市	保健セ	ンター	階 講堂				日時		0年4月1 月21日(火				唯),	
	詩	É 党		福祉関係	体 5, 包括 団体等 4, 社	富祉施設:	等 2, 医病	機関	福祉関係	団体 5, 包 (団体等 6,	福祉施証	殳等 2 , 🛭	医療機関 1.		12月1	8日(火曜	』),平成 :	31年2月	19日(火曜)	
	厚	F)	参加者	2, 金融機 ザーバー(県社協)1		果を含む)	4, オブ	バー(家	庭裁判所小	田原支部		5, オブザー	場所	平塚累	原ホーム	ム 3階	小会議室	<u> </u>		
	催	É			体·機関等 成年後見和		₂ンター 5	名		団体・機関等 :成年後見:		センター	· 5名	出席者		፟ ・センタ・ ・英・(社			事長		
	七	†		概要	ī成年後見₹			•	・平塚	市における	或年後見	制度利用				理子·社			計 3名	各	
	35	5	内容	権利擁]体・機関等 護に関する	取組状況	1		・参加	こついて(平) 団体・機関等 隻に関する取	手における	3「成年後		内容	· 平均 状》	家市成年 兄	後見利用	支援セン	ンターσ.	運営	
				本計画	iにおける成 策定に向け i福祉部福祉	た取り組み			・ 成年 報シー	後見制度に	おける診 (横浜家庭	断書の改 全裁判所/	定と本人情 小田原支部)		• 検言	付課題 =					

平成30年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日時 会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位:人)	備考
1	6月23日(土) 10時30分~12時 平塚市福祉会館	(グループ)	出張講座	市民	17	
2	7月12日(木) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会	保健 福祉 関係者	74	高齢福 祉課委 託事業
3	8月4日(土) 13時30分~16時45分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	権利擁護人材育成講座	市民	13	
4	8月20日(月) 13時30分~16時30分 しんど老健	平塚市高齢者よろず相談 センター倉田会	出張講座	保健 福祉 関係者	11	
5	8月27日(月) 13時30分~16時45分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護人材育成講 座	市民	27	
6	10月6日(土) 9時~16時45分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	(権利擁護人材育成講座·市民後見人養成講座)公開講座	保健 福祉 関係者	2	聴講 者数
7	10月26日(金) 9時15分~16時50分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援 センター	(権利擁護人材育成講座·市民後見人養成講座)公開講座	保健 福祉 関係者	7	聴講 者数
8	11月2日(金) 15時~16時30分 平塚プレジール	法テラス小田原	「地方協議会」における 制度説明及び活動報 告	関係者	39	
9	11月10日(土) 9時15分〜16時45分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	(権利擁護人材育成講座·市民後見人養成講座)公開講座	保健 福祉 関係者	3	聴講 者数
10	11月14日(水) 15時20分~17時 東海大学湘南キャンパス	東海大学健康学部健康マネジメント学科	出張講座	学生 及び 関係者	11	
1	11月28日(水) 9時15分~16時50分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座·市民後見人養成講座)公開講座	保健 福祉 関係者	3	聴講 者数
2	11月29日(木) 14時~16時 平塚市美術館	平塚市成年後見利用支援センター	「人生100年をみすえて〜 成年後見、遺言、みらい (エンディング)ノート〜」	市民	62	高齢福祉課委託事業
3	12月2日(日) 11時50分~12時20分 須賀公民館	ゆめクラブ湘南平塚老人ク ラブ連合会	出張講座(ゆめクラブ港南のつどい)	市民	66	
4	1月18日(金) 10時~12時 豊田地区町内福祉村	平塚市高齢者よろず相談 センターとよだ	出張講座	保健 福祉 関係者	23	
5	月31日(木) 15時30分~, 17時~	東海大学健康学部健康マネジ メント学科フィールドワークA	「成年後見制度を知っ	市民	29	
i	ららぽーとホール 2月14日(木)	「平塚成年後見プロジェクト」	ていますか?」		18	
6	14時30分~16時 相南高浜台ハイツ集会所	平塚市高齢者よろず相談 センターみなと	出張講座	市民	17	
7	2月15日(金) 10時15分~12時15分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	37	
8	月21日(木) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	保健 福祉 関係者	44	
9		平塚市高齢者よろず相談 センターゆりのき	出張講座(ゆりのき介 護予防教室)	市民	12	
0		平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人養成講座 フォローアップ研修	市民後見人、後 見サポーター及 び従事者	39	

平成30年度平塚市市民後見人育成講座(権利擁護人材育成講座)開催実績 日 程 時 刻 時間 必修 タイトル 講師 備考 (日時・場所) (開始)(終了) (分) 科目 説明会 地域共生社会の実現/地域福祉・権 13:30 15:15 田中 晃 社会福祉士 0 利擁護の理念 8/4(土) 平塚 平塚市社協職員 15:30 | 16:00 ボランティア・地域活動紹介 30 0 栗原ホーム 菊地 洋一 NPO法人役員 8/27(月) 平塚市の目指す市民後見人養成 16:00 16:45 45 平塚市社協職員 0 平塚市役所 (権利擁護人材)について 第1日 開場·受付開 9:00 開講式 9:15 15 始:8時40分 休憩を含む。 対象者の理解(知的障がいのあるこ 10/6(±)9:15 11:15 120 田中 晃 社会福祉士 0 との理解) ライフステージと社会保障・福祉制度 11:20 | 12:20 60 平塚市社協職員 0 (前半) 平塚 栗原ホーム 12:20 13:00 昼休憩 40 3階大会議室 ライフステージと社会保障・福祉制度 13:00 14:00 60 平塚市社協職員 0 (後半) 鈴木 眞理子 対象者の理解(精神障がいのあるこ 14:10 16:10 120 精神保健福祉士・社会 0 との理解) 福祉士 権利擁護制度論②(前半)日常生活 16:15 16:45 30 平塚市社協職員 \circ 自立支援事業 開場·受付開 第2日 9.15 10:15 認知症サポーター養成講座 平塚市社協職員 始:9時00分 休憩を含む。 10/26(金) 平塚市役所 10:20 11:20 関連制度①(保険年金) 60 保険年金課職員 平塚市役所 平塚市役所 11:25 11:55 関連制度②(生活保護) 30 生活福祉課職員 本館3階303・ 304会議室 11:55 12:40 昼休憩 45 休憩を含む。 12:40 14:40 民法 120 大森 淳 弁護士 休憩を含む。 平塚市役所 14:50 16:50 支援制度・施策①(障がい) 120 障がい福祉課職員 開場·受付開 第3日 対象者の理解(認知症のあることの 9:15 11:15 120 小野田 潤 社会福祉士 始:9時00分 0 理解) 休憩を含む。 11/10(土) 権利擁護制度論②(後半)市町村責 平塚市役所 11:20 11:50 30 0 任•利用支援事業 福祉総務課職員 平塚 11:50 12:30 昼休憩 40 栗原ホーム 休憩を含む。 権利擁護制度論①(法定後見・任意 12:30 15:30 180 大森 淳 弁護士 \circ 3階大会議室 15:40 16:40 権利擁護(市民後見)概論① 60 平塚市社協職員 0 16:40 16:50 オリエンテーション 10 平塚市社協職員 開場·受付開 平塚市役所 第4日 9:15 10:45 支援制度・施策②(高齢・介護) 高齢福祉課/介護保険 始:9時00分 90 課職員 11/28(水) 平塚市役所 10:50 11:20 関連制度③(税) 30 平塚市役所 市民税課職員 平塚市社協職員 11:25 12:25 社会資源 本館3階303・ 60 304会議室 12:25 13:10 昼休憩 45 休憩を含む。 13:10 16:40 権利擁護(成年後見)の実務① 210 浅沼 賢史 司法書士 16:40 16:50 | オリエンテーション 平塚市社協職員 10

令和元年度 平塚市成年後見利用支援センター事業計画

ゼンター が 研修会・出張 障がい分 マワーク連絡会 ・6月頃)	愛 称 公 募 講座の開催(保健福祉関係者向け研	 修会、地域・企業等での出張講座。月1/ 催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会 開催(偶数月に年6回開催。)	、次年度以降に向けた準備 ~2回開催。 会の開催
ゼンター が 研修会・出張 障がい分 マワーク連絡会 ・6月頃)	愛 称 公 募 講座の開催(保健福祉関係者向け研 野及び任意後見に関する研修・講座開 受任調整・企画運営会議の原	次年度の事業の検討・調整 修会、地域・企業等での出張講座。月1ヶ 催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会 開催(偶数月に年6回開催。)	、次年度以降に向けた準備 ~2回開催。 会の開催
研修会・出張 障がい分 クーク連絡会 [・6月頃]	講座の開催(保健福祉関係者向け研 野及び任意後見に関する研修・講座開 受任調整・企画運営会議の原	 修会、地域・企業等での出張講座。月1/ 催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会 開催(偶数月に年6回開催。)	~2回開催。
障がい分 -ワーク連絡会 ・6月頃)	野及び任意後見に関する研修・講座開 受任調整・企画運営会議の	催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会 開催(偶数月に年6回開催。)	会の開催
•6月頃)			
•6月頃)	開設5周年記念講演会	M-100 - 100	
		第三者後見人研修交流会開催	成年後見支援ネットワーク連絡会 の開催(第2回・3月頃)
「平±	家市応急事務管理事業」の受託(全	」 :体会議:年2回,個別ケース会議:随	時)
			1
	専門 相 談	(概ね月2回)	
数月の第一土曜日	(4/6, 6/1, 8/3, 10/5, 12/7, 2/1)の午	F前·午後 奇数月の第二土曜日(5/11,	7/13, 9/14, 11/9, 1/11, 3/14)の午前
	個人受任した市民	 後見人の活動支援	
見サポーター全体			2/1) 一部調整中)
	市民後見人・後見サポーターフォロー	 アップ研修(第1回) 市民後見人・後見 	 サポーターフォローアップ研修(第2回)
9	第二期、第三期及び第四期	」 後見サポーターの受任支援	
I	実践研修 開催 (6~9月·予定)		
	数月の第一土曜日	専門相談 対月の第一土曜日(4/6,6/1,8/3,10/5,12/7,2/1)の全 個人受任した市民 見サポーター全体会への参加(偶数月土曜開所日 第一期~第五期後見 市民後見人・後見サポーターフォロー 第二期、第三期及び第四期 実践研修 開催	数月の第一土曜日(4/6, 6/1, 8/3, 10/5, 12/7, 2/1)の午前・午後 奇数月の第二土曜日(5/11, 個人受任した市民後見人の活動支援 見サポーター全体会への参加 (偶数月土曜開所日と同日(4/6, 6/1, 8/3, 10/5, 12/7, 第一期~第五期後見サポーターの活動支援 市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第1回) 市民後見人・後見 第二期、第三期及び第四期後見サポーターの受任支援 実践研修 開催

資料2-2 平塚市成年後見利用支援センター 令和元年度業務概況 (総括表)

4月1~30日	5月1~31日	6月1~30日	7月1~31日	8月1~31日(予定)	9月1~30日(予定
(開所日数:21日)) (開所日数:19.5日) (開所日数:21日	ii .		
土曜開所 (4/6)	土曜午前開所 (5/11)	土曜開所 (6/1)	湘南西部成年後 見制度利用支援 連絡会出席(伊勢 原シティプラザ) (7/3)		土曜午前開所 (9/14)
受任調整·企画運 営会議(4/16)	成年後見制度の診路 書の書式改定等に関する説明会(秦野市 文化会館) (5/20)	新 社会福祉士養成 実習対応 (6/3, 11)	横浜家裁との連絡 協議会出席(横浜 家裁)(7/11)	専門相談 (8/20)	終末期に向けた活動支援事業検討 会出席(市役所) (9/25)
専門相談 (4/23)	成年後見制度の診構書の書式改定等に関する説明会(保健センター) (5/22)	THE HELD SIK	土曜午前開所 (7/13)	受任調整·企画運 営会議 (8/20)	設置5周年記念講演会(市役所) (9/20)
後見サポーター全 体会 (4/6)	終末期に向けた活動 支援事業検討会出席 (市役所) (5/22)	受任調整·企画運 営会議 (6/18)	チーム支援に関す る打合せ(平塚市 役所) (7/17)	社会福祉士養成 実習対応 (8/21)	市民後見人養成講座(実践研修)(9/9)
,	専門相談 (5/23)	成年後見支援ネットワーク連絡会(保健センター) (6/26)	用促進フォーラム 出席(海老名市文 化会館)	平塚市虐待防止 等ネットワーク協議 会出席(保健セン ター) (8/22)	-
		出張講座(橫內団 地集会所) (6/3)	会出席(市役所)	成年後見制度利 用促進協議会(市 役所) (8/28)	
は張講座等普及·広 きを右の網掛けで表		う・デイ・まつがお か)	15 任云城上 平云	出張講座(サジレ ジデンス推 南) (8/8)	a
			原ホーム) ポーム	後見サポーター全 休会 (8/3)	
座(実践研修) 台		講演会(保健セン ター)	大神注(十多米原	市民後見人養成 講座(実践研修) 8/6, 13)	
) () 汉	大阪が修/事例候的	講座(実践研修)	現察研修(平塚栗 京ホーム) 7/19)		

平塚市成年後見利用支援センター 令和元年度 相談件数等(暫定集計)及び会議開催状況

						期間別	別内訳					合計		相談経路別			参考:前	年度(30	年度)		
			4月	5月	6月	小計 (4~6 月)	7月	8月	9月	小計 (7~9 月)	合計 (初回・ 継続別)	相談	一日当	内訳	4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初 回·継続	相談	一日当
			開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のベ開所 日数85日	区分別計	たり平 均件数	祉機関·施	開所日数	開所日数	開所日数	開所日数	別)	区分別計	たり平 均件数
			21	19.5	21	61.5	22.5		13	22.5	84			設等からの 相談	64.5	64	63.5	60	252		
١	電	初回	12	16	18	46	17			17	63	130	1.55	38	46	47	50	51	194	451	1.79
相	話	継続	32	12	16	60	7			7	67	100	1.00	B)親族・知 人等からの	40	44	74	99	257	701	1.75
談		初回	3	3	2	8	9			9	17	60	0.71	相談	4	11	10	14	39	141	0.56
	所	継続	16	9	4	29	14			14	43		0.71	45	20	20	23	39	102		
	備	考	4/6 土曜 開所	5/11 土曜 午前 開所	6/1 土曜 開所		7/13 土曜 午前 開所	8/3 土曜 開所		~	4/23, 5/23, 6/18・26, 7/18専門相談					7/14, 9/8 土曜午前 8/4土曜 開所	10/6, 12/1土曜 開所 11/10土曜 午前開所	1/12,3/9 土曜午前 開所 2/2土曜 開所	4/19, 5/1' 8/21·23 11/15, 12/ 2/18(出張 PM(出張)·	3, 9/20, 1 18, 1/17, 1•19•21, 3	0/24, AM·PM, 3/14AM·
							成年後	見支援	ネットワ	ーク連続	格会					3	受任調整	•企画運	営会議		
	会	<u>}</u>	日時 場所):30~12: 皆 講堂	00			日時		1年4月16 8月20日		建), 令和:	元年6月	18日
		美		専門	職団体	5, 包括	13, 相	談支援	事業所	2, 福祉	関係団体	\$等 5,	福祉施	設等 1.	18 Fr						(é
	開		 参加者					以(市社	!当謎を	含む) 5	, オブザ	—/\—	はオアフ	人)	場所				小会議室		
	催		参加者 計 36団体・機関等 39名 事務局:成年後見利用支援センター 4名									出席者	出縄や	マップ・センタ ア英・(社) 『理子・社	福)進和	学園理事	長 計 3×	各			
	35		π								内容	状		後見利用	用支援セン	ノタ ー の	運営				

資料2-4

令和元年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日時会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数(単位:人)	備考
1	6月3日(月) 10時~11時 横内団地集会所	平塚市高齢者よろず相談 センターサンレジデンス湘 南	出張講座	市民	13	
2	6月7日(金) 15時~16時 うんどう・デイ・まつがお か	平塚市高齢者よろず相談 センターまつがおか	出張講座	民生児童委員	15	
3	6月26日(水) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「ご本 人による財産管理が難 しくなったとき、考えるこ と」	保健 福祉 関係者	59	高齢福祉課委託事業
4	7月10日(水) 16時~17時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	職員研修「権利擁護研修」	保健 福祉 関係者	18	
5	7月18日(木) 9時30分~11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	(権利擁護人材育成講 座·市民後見人養成講 座)公開講座	保健 福祉 関係者	7	聴講 者数
6	7月18日(木) 12時20分~14時50分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座·市民後見人養成講座)公開講座	保健 福祉 関係者	7	聴講 者数
7	7月19日(金) 13時30分~15時30分 平塚栗原ホーム	四之宮地区民生委員児童 委員協議会	視察研修	民生児童委 員	14	
8	8月8日(木) 14時~15時30分 サンレジデンス湘南	平塚市高齢者よろず相談 センター倉田会	出張講座	ケア マネジャー	20	
9	9月20日(金) 14時15分~16時15分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援センター	設置5周年記念講演会「権利擁護・地域共生の実現を目指して~成年後見制度利用促進の活用をつうじて~」	保健 福祉 関係者		
10	11月22日(金) 14時~16時 (会場調整中)	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民		高齢福祉課委託事業
11		5				
12						
13						
4		4				
5						

横浜家庭裁判所小田原支部の管轄区域内の福祉等関係者向け

成年後見制度の診断書の 書式改定等に関する説明会

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、裁判所では、成年後見制度の診断書の書式を改訂するとともに、<u>福祉関係者等が本人の生活状況等に関する情報を記載し、これを的確に医師に伝えるためのツールとして「本人情報シート」の作成、活用という新たな取り組み</u>が、平成31年4月から始まりました。

つきましては、関係者のみなさまに、この取組の趣旨や必要性について、家庭裁判所の担当官から、直接説明いただく機会を設けることにいたしました。ご多忙とは存じますが、是非、ご参加ください!

この説明会の内容は、診断書の書式の改定等の説明及び質疑応答のみで、成年後見制度の概要や利用促進に関する説明は含んでいません。なお、今回の日程とは別に、小田原地域を会場として、6月10日(月曜)午後に同様の説明会の開催が予定されています。この、小田原地域の開催時には、成年後見制度の概要説明も予定されています。裏面・右下の欄参照。

日時	令和元年5月20日(月曜) 午後2時30分~4時 (開場:午後2時)	令和元年5月22日(水曜) 午後1時15分~2時45分 (開場:午後1時)					
会場	秦野市文化会館 1階 展示室 平塚市保健センター 2階 講堂 (秦野市平沢82番地) 平塚市東豊田448-3)						
主催	秦野市成年後見利用支援センター (秦野市社会福祉協議会受託)	平塚市成年後見利用支援センター (平塚市社会福祉協議会受託)					
共催	かながわ成年後見推進センター(神奈川県社会福祉協議会)、厚木市村 利擁護推進センター(伊勢原市社会福祉協議会)、秦野市成年後見利 後見利用支援センター(平塚市社会福祉協議会)(5月22日を除く)	利推護支援センター(厚木市社会福祉協議会)、伊勢原市成年後見・権 用支援センター(秦野市社会福祉協議会)(5月20日を除く)、平塚市成年					
内容	成年後見制度における診断	書の書式の改定等について					
説明者	横浜家庭裁判所本庁又	は小田原支部 担当官					
		区域内(小田原市,秦野市,南足柄市,平塚市,厚					
定員/ 対象/ 参加申		部, 愛甲郡, 中郡) に所在する福祉等関係機関・施設 分な利用者さん等の支援に従事する方					
込方法		8、5月7日 (火曜)までに、お申込みください。 いただけない方には、5月10日 (金曜)までに事務局 ない場合はそのままご来場ください。					
XC.	なお、本申込みに際しご提供いただ 囲に限り利用します。	いた個人情報は、本説明会の開催・運営に必要な範					

問い合わせ先

秦野市文化会館(5月20日(月))を申込まれる方:

秦野市成年後見利用支援センター(秦野市社会福祉協議会受託)

電話番号: 0463-84-7711

平塚市保健センター(5月22日(水))を申込まれる方

平塚市成年後見利用支援センター(平塚市社会福祉協議会受託)

電話番号: 0463-35-6175

横浜家庭裁判所小田原支部の管轄区域内の福祉等関係者向け

「成年後見制度の診断書の書式改定等に関する説明会」 参加申込書

5月20日(秦野市文化会館)の 申込

FAX(秦野市成年後見利用支援センター)

0463-85-1302

5月22日(平塚市保健センター)の 申込

FAX(平塚市成年後見利用支援センター)

0463-63-3377



各回 定員100名(4/15受付開始·申込先着順)

↟

令和元年5月20日(月曜) 午後2時30分~4時 (開場:午後2時)

秦野市文化会館 1階 展示室 (秦野市平沢82番地)

令和元年5月22日(水曜) 午後1時15分~2時45分 (開場:午後1時)

平塚市保健センター 2階 講堂 (平塚市東豊田448-3)

所属機関・施設等名		
所属機関・施設等所在地		4
所属機関·施設等連絡先	電話番号	ファクシミリ
所属部署等名		
職		5
氏名		
参加希望日に 「〇」印を記入ください	5月20日(月)(秦野市文化会館)	・ 5月22日(水)(平塚市保健センター)

問い合わせ先

5月20日(秦野市文化会館)の説明会 秦野市成年後見利用支援センター (秦野市社会福祉協議会受託)

電話番号: 0463-84-7711

5月22日(平塚市保健センター)の説明会 平塚市成年後見利用支援センター (平塚市社会福祉協議会受託)

電話番号: 0463-35-6175

小田原地域の説明会(予告)

5月に開催する説明会とは別に、小田原地域で、6月 10日(月曜)午後に同様の説明会の開催が予定され ています。この、小田原地域の開催時には、成年後見 制度の概要説明も予定されています。

主催は、かながわ成年後見推進センター(神奈川県社会福祉協議会)で、横浜家庭裁判所小田原支部の管轄区域内に所在する福祉等関係機関・施設において、業務上、判断能力の不十分な利用者さん等の支援に従事する方の予定です。開催内容の詳細は、下記にお問い合わせください。

かながわ成年後見推進センター (神奈川県社会福祉協議会受託) 電話番号:045-312-5788

平塚市成年後見利用支援センターの愛称募集要項

1 趣旨

平塚市成年後見利用支援センターは、平成26年(2014年)9月、平塚栗原ホームに設置され、今年9月に5周年を迎えます。これまで、たくさんの方々にご相談いただき、主催する出張講座・公開講座に参加いただいたり、市民後見人養成講座を修了された方が家庭裁判所から成年後見人等に選任されるなど、成年後見利用支援センターは、権利擁護の相談・支援の取り組みを進めてきました。

設置5周年を機に、より親しみやすく、成年後見利用支援センターを利用していただくため、 多くの方に馴染みやすい愛称を募集します。

2 募集内容

平塚市成年後見利用支援センターが、権利擁護の相談・支援の機関であることを表す愛称を募集します。

3 募集期間

令和元年(2019年)6月5日(水曜)から7月31日(水曜)まで(必着)

4 応募資格

・平塚市に在住・在学・在勤の個人

5 応募方法

愛称とその説明、氏名(ふりがな)、年齢(本年9月15日現在)、住所、市外在住で平塚市 に在学・在勤の方は学校名又は勤務先、電話番号を記入の上、以下の方法で応募してください。 応募によって得た個人情報は、厳重に管理し、今回の愛称募集に関する問い合わせなど、ご本人 への連絡を行う場合に限り利用します。

(1) 郵送の場合

<郵送先> 〒254-0046 平塚市立野町31-20 平塚市成年後見利用支援センター 宛て

- ・封書又はハガキでの応募とします。
- ・封書又はハガキ1通につき、3点までの愛称及びその説明を記載可能とします。

(2) ファクシミリの場合

< 送信先 > 平塚市成年後見利用支援センター 宛て FAX 0463(63)3377

・応募用紙1枚につき、3点までの愛称及びその説明を記載可能とします。

(3) 電子メールの場合

<送信先> seinenkouken@hiratsukasyakyo.net

・メールの表題は「後見センターの愛称応募」としてください。

- ・メール本文に必要事項を記入してください。
- ・メール1件につき、3点までの愛称及びその説明を記載可能とします。

(4) 持参の場合 (※平塚市成年後見利用支援センターの開所日・時間帯に限ります)

<持参先> 平塚市立野町31-20 平塚栗原ホーム3階

・応募用紙1枚につき、3点までの愛称及びその説明を記載可能とします。

6 応募作品

- ・愛称は、一人何回応募いただいても構いません。
- ・ご自身で作成した、未発表の愛称に限ります。
- ・応募用紙等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・愛称の作成及び応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ・他の愛称の模倣と認められる場合や、類似と認められる場合には、選定後であっても決定を 取り消す場合があります。

7 発表等

- ・応募があった愛称から1つを選定します。
- ・選定された愛称については、令和元年(2019年)8月以降に応募者に連絡のうえ、平塚市及び平塚市成年後見利用支援センターのウェブ等で発表予定です。なお、賞金等はありません。

8 その他

- ・選定された愛称について、修正・改変等を行い、使用することがあることに同意するものとします。
- ・将来、平塚市・平塚市社会福祉協議会が商標登録等する場合があることに同意するものとします。
- ・選定された作品に係る一切の権利(著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む)は、本募集要項により無償で全て平塚市・平塚市社会福祉協議会に帰属し、また、応募者は、選定された作品の著作者人格権に基づく権利を行使しないことに同意するものとします。
- ・これらの旨を記載した文書に署名・捺印する可能性があることに同意するものとします。

9 お問合せ先

平塚市成年後見利用支援センター 電話番号:0463(35)6175

平塚市成年後見利用支援センターの愛称応募

FAX: 0463 (63) 3377

送信先 平塚市成年後見利用支援センター 宛て

	愛称案	愛称案の説明
愛称案 その 1	v	
愛称案 その2		#1 31
愛称案 その3	*	: 4

ふりがな	E - E	年齢(2019年9月15日現在)
氏名		歳
住所		
学校名又は勤		
務先(市外在住	×	
で平塚市に在学・		
在勤の方)		
電話番号		

応募によって得た個人情報は、厳重に管理し、今回の愛称募集に関する問い合わせなど、ご本人への 連絡を行う場合に限り利用します。

応募をもって、「平塚市成年後見利用支援センターの愛称募集要項」のすべての事項に同意したものと みなします。

問い合わせ先:平塚市成年後見利用支援センター(電話:0463(35)6175)

= •, *

平塚市委託事業

平塚市成年後見利用支援センター設置5周年記念講演

権利擁護・地域共生の実現を目指して

~ 成年後見制度利用促進の活用をつうじて~

国の成年後見制度利用促進基本計画が策定され、意思決定支援や権利擁護支援体制の構築が推進されています。成年後見制度利用促進の体制整備が、権利擁護や地域共生社会の実現にどのように結びつくのか、多くの研究事業にも関わってこられた星野社会福祉士を招き、権利擁護・地域共生社会の実現について考えます。

日時 令和元年9月20日(金曜)

14時15分~16時15分(開場14時00分)

尚、同日13時30分から、愛称募集の表彰式がございます

ぜひ、表彰式にもご出席下さい(開場13時)

場所 平塚市役所

◎庁舎等駐車場(有料)駐車券の認証処理を受けると、入庫後1時間は無料となります

本館3階 303・304会議室(裏面参照)

講師 星野 美子 氏(社会福祉士)

対象 平塚市内の福祉・医療等関係機関・施設・事業所の従事者

定員 70名 申込先着順 参加無料

お申込み・お問い合わせは

平塚市成年後見利用支援センター (社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会 受託)

住所: 平塚市立野町 31-20 平塚栗原ホーム3階

電話:0463-35-6175 FAX:0463-63-3377 (裏面申込書)

申込受付:月曜~金曜9時~17時(土曜・日曜・祝日・12/29~1/3を除く)

講師 認定社会福吐(地或会・多文化分野) 星野 美子氏

<現在の所属等>

TRY 星野社会福祉士事務所 代表

公益社団法人 日本社会福祉士会 理事

<職歴等>

社団法人(現・公益社団法人)東京社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ東京・委員長(平成16年7月~21年3月まで)として、「ぱあとなあ東京」での権利擁護に関わる相談と後見人等候補者紹介のコーディネートを多数勤める。

平成21年4月、現事務所を立ち上げ、組織に所属しない形での個別相談や専門職・専門機関へのスーパーバイザー、アドバイザー、研修講師等を担う。早稲田大学(平成23年度~27年度)、明治学院大学(平成26年度~29年度)の非常勤講師。

「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用 促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」(平成 26 年度・ 27 年度 厚労省老人保健事業推進費等補助金事業・日本社会福祉士 会)、「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」(平成 29 年度 厚労省老人保健事業推進費等補助金事業・日本社会福祉士会)、「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける 支援機能のあり方に関する調査研究事業」(平成 30 年度社会福祉推進事業・日本社会福祉士会)に検討委員、担当理事として関わる。 現在、日本成年後見法学会常任理事、(一社)社会的包摂サポートセンター理事、(社福)東京都社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員、東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター・アドバイザー。

〈著書〉

「よくわかる成年後見と介護・相続の法律百科」(共著・三省堂・ 2004)

「改訂 成年後見実務マニュアル」(共同編集・中央法規・2011) 「精神障害者の成年後見テキストブック」(執筆協力・中央法規・ 2011)

「Q&A 成年後見実務全集第1巻~第3巻」(編著・民事法研究会・2015)

「社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック 第 2 版」 (共同執筆・民事法研究会・2016)

「ご本人の意思決定を尊重した支援のあり方について」(高齢者虐待防止研究・2018)

「権利擁護と成年後見実践 第3版」(共同執筆・編集委員長・民事法研究会2019)

「意思決定支援実践ハンドブック」(共同執筆・編集委員長・民事 法研究会・2019) ほか多数。

(令和元年7月現在)

9月20日(金曜) 開催「成年後見制度講座」参加申込書

平塚市成年後見利用支援センター 行き <u>FAX 0463-63-3377</u>

9月10日(火) までに、表彰式、講演会のうち参加を希望されるものに〇を付けてお申し込みください。定員の都合でご参加いただけない方には、事務局よりご連絡させていただきます。連絡がない場合は、当日、直接会場にお越しください。

★連絡先電話番号

★FAX 番号

氏 名	職名	表彰式	講演会
	氏 名	氏 名 職 名	八 石 職 名 表彰式

平塚市における市民後見人養成の状況(令和元年6月11日現在)

	項	年次目	第一期 (H24年度~)	第二期 (H25年度~)	第三期 (H26年度~)	第四期 (H27年度~)	第五期 (H29年度~)	第六期(H30年度~) 権利擁護人材育成講座として 開催		
	(1))応募資格	平塚市に在住	で、基礎研修受講な	・ 年度の3月31日現在	市内在住・在勤・在学の18歳以 上の方				
	(2))定員	25	名		15名		定員なし		
		説明会日程	12月15日(土)午後	11月 5日(火)夜	11月12日(水)夜	11月4日(水)夜	5月13日(土)午前	8月4日(土)午後		
		武功云口任	12月18日(火)夜	11月11日(月)午後	11月15日(土)午後	11月10日(火)午後	5月17日(水)午後	8月27日(月)午後		
	,,,) 会場	県平塚保健	県平塚保健福祉事務所 県平塚合同庁舎 平塚市役所						
	(3)) 云场					構座の応募要件。 √綾瀬)における説明会の)出席も可。		
1		広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号		
基		参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名		
礎	(4)	申込/	14名/14名	14名/14名	15/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名		
修	(5)	研修日程	全4日間の日 程を、2月2 日、9日、16 日、23日の土 曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日~第3日は、「域の講座を振り替えば等、日を分割に対して、事例検討」実施受議しなければなら振り替え受講でする。	受講可。 ※半日単 受講不可。第4日 のため、平塚市で ない(他地域講座を	全4日間の 日程を、1月 18日(月)、 26日(火)、2 月9日(火)、 23日(火)の 平日に開 催。	全4日間の日 程を、7月25日 (火)、8月2日 (水)、24日 (木)、31日(木) の平日に開催。	全4日間の日程を、10月 6日(土)、26日(金)、11 月10日(土)、28日(水 曜)に開催。 必修科目を含め、75%以上 (受講時間数)の出席により 修了認定。また、指定する 関連講座等(県社協の基礎 研修を含む)の受講を振替 受講と認めた。		
		会場	平塚保健 福祉事務所	3	平塚栗原ホーム	<u> </u>	第1·2日:神奈川県社会福祉会館,第3·4日:平塚市 役所	第1·3日:平塚栗原ホーム。 第2·4日:平塚市役所		
	(6)	修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定		
	(1)	申込/ 受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名		
2		研修日程	10月3日(木曜) ~12月19日(木曜)までの7日 間	10月7日(火曜)〜12月11 日(木曜)まで の8日間	7月16日(木 曜)〜11月5日 (木曜)までの 9日間	7月19日(火 曜)~11月2日 (水曜)までの 9日間	9月27日(水曜) 〜12月7日(木 曜)までの9日間	6月11日(火曜)~9月9日 (月曜)までの5日間 及び修了試験・「地域共生 社会の理念」・家庭裁判所		
践研修	(2)	会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ 県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健 センター、横浜 家庭裁判所、かながわ県民セン	平塚栗原ホーム、平塚市保健 センター、横浜 家庭裁判所	平塚市保健セン ター、平塚栗原 ホーム、横浜家 庭裁判所	平塚栗原ホーム、 平塚市役所、茅ヶ 崎市社会福祉協議 会、横浜家庭裁判 所	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所ほか		
	(3)	修了判 定	10名中10名 修了認定	13名中13名 修了認定	13名中11名 修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定			
	(1)	申込及び 採用者	7名申込:7名採用 (3名退職)	12名申込:10名 採用(3名退職)	8名申込:8名採 用(2名退職)	5名申込:5名採用	4名申込:3名採用			
3	(2)	位置づ け	塚市社会福祉協議いう)として、後見活	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平 塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」と いう)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第 市民後見人養成講座(実 三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付で採用。						
兄サポー ター	オた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人 夕 支 援員 組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合 本ど、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動 は、演賞、月に1~2回の従事を想定、1回本とりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後						月~9月開講。 講座修了後の活動支援 等については、①市民後 見活動のほか、権利擁 護支援活動等多様な地 域共生活動にで調整中。 ②このことに伴い、講座 修了者の位置づけにつ			
	状況	活動状況	第一期: 現員4名中 も、再度のサポータ ポーター活動中。 ポーター活動中。 以上、四期までの3	7一活動に従事)。 第三期:現員6名中	第二期:現員8名 25名がサポーター	3中3名が成年後見活動中。 第四期	人等選任、2名がサ : 現員5名全員がサ	いても、雇用形態による もののほか、登録制の導入も検討中。		

資料2-9

令和元年度 平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座(実践研修) 開講日程(実績及び予定)

日稻	時刻	タイトル		必修・選 択の別		蒜師	内 容	公開 の有 無
	9:15~ 9:25	開講式				-		,
第1日	9:30~ 11:30	権利擁護(市民後見)概論②	必		120	後見C職員 及び市民後 見人	・平塚市における権利擁護(市民後見)について ・市民後見人・後見サポーターによる実践活動紹介 ・市民による権利擁護(市民後見)活動に対するサ ポート体制	
6月		体験実習の留意点 ①	必		30	後見C職員	・体験実習の概要・実習上の留意点(守秘義務等)	
(火)	13:00~ 15:00	対人援助の基礎	必		120	大学教員	・自己覚知 ・傾聴と共感 ・対人援助のコミュニケーション技術	
	15:10~ 16:40	権利擁護(後見)活 動の実際ー(1)	必		90	あんしんC/ 後見C職員	・社会福祉協議会の法人後見事業(講義形式)	
第2日	9:30~ 11:30	体験実習の留意点 ②	必		120	施設職員	・実習施設の概要 ・施設の役割と機能	
6月 24日	12:30~ 14:00	権利擁護(成年後 見)の実務②-(1)		選	90	後見専門職(法律職)	・選任後の財産調査	
(月)	14:10~ 16:10	社会資源②		選	120	社会福祉協 議会職員	・フォーマルな社会資源以外のインフォーマルな社 会資源について	2
	9:30~ 11:30	権利擁護(成年後 見)の実務②-(2)		選	120	後見専門職 (社会福祉士)	・後見計画・収支予定の作成	公開
第3日	12:20~ 14:50	権利擁護(成年後 見)の実務②-(3)		選	150	後見専門職(法律職)	・報告書の作成 ・後見報酬付与申立(報酬助成に関する内容を含む)	公開
18日	15:00~ 16:30	権利擁護(後見)活 動の実際ー(2)	必			あんしんC/ 後見C職員	・社会福祉協議会の法人後見事業(演習形式)	
	16:30~ 17:00	体験実習の留意点③ /確認テスト	必		30	後見C職員	・体験実習の留意点/確認テスト	
第4日	7/29,8/1 3 午後	体験実習①	必			(後見C職員 同行)	・特別養護老人ホーム、グループホームにおける体 験実習	
7~8 月	8/6 午前	体験実習②	必			(後見C職員 同行)	・障がい者施設、グループホームにおける体験実習	
第5日	10:00~ 12:00	課題演習(事例演習)①	必		120	弁護士	・演習(グループワーク)形式による、実際の後見業務の事例検討	
9月 9日	12:50~ 14:50	課題演習(事例演習)②	必		120	社会福祉士	・演習(グループワーク)形式による、実際の後見業務の事例検討	
(月)	15:00~ 17:00	課題演習(事例演習)③	必		120	社会福祉士	・演習(グループワーク)形式による、実際の後見業務の事例検討	
9月 20日 (金)		地域共生社会の理念	必		90	社会福祉士	・権利擁護・地域共生の実現を目指して 〜成年後見制度利用促進の活用をつうじて〜	公開
調		修了試験(効果測定)	必		90 1	後見C職員		
7u == 1	12:00~	家庭裁判所見学 (横浜家裁小田原 支部)	必				·家庭裁判所の機能と役割 ·地域における成年後見制度利用の実際	

成年後見制度利用促進に係る市の取組

1 市長申立てについて

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申立てを行う者がいない方に対し市長が申立て を行っている。

平塚市における成年後見制度市長審判請求の流れ

- 1) 要請者が「成年後見制度における市長審判請求要請書」に記入
- 2) 要請者が平塚市成年後見利用支援センターに相談
- 3) 平塚市担当課に要請書を提出(担当課は、概ね2か月以内を目途に親族調査や意向確認 を行う)
- 4) 成年後見調整会議において、総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定
- 5) 担当課において市長申立て事務を行う
- 6) 成年後見人等へ事案引継ぎを行う

<平塚市 市長申立て実績>年度統計

(単位:件)

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2013年度	4	3	4	11
2014年度	14	0	1	15
2015年度	15	0	1	16
2016年度	14	, 3	0	17
2017年度	19	1	2	22

(抜粋 平塚市地域福祉リーディングプラン P146)

2 報酬助成について

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。

平塚市における利用支援事業実施の流れ

- 1) 助成対象者が担当課に申請をする
- 2) 成年後見調整会議において、総合的に考察し、助成の可否及び額を決定
- 3) 担当課において決定内容に応じた事務を行う

<平塚市 後見報酬助成実績>年度統計

(単位:件)

区分	65歳以上	65歳未満	計
2013年度	5	0	5
2014年度	4	1	5
2015年度	6	2	8
2016年度	18	1	19
2017年度	14	1	15

(抜粋 平塚市地域福祉リーディングプラン P147)

平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(以下「市長審判請求」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求対象者)

- 第2条 市長審判請求の対象者(以下「審判請求対象者」という。)は、原則として、本市に 住所を有する者(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者)のうち、判断 能力が不十分で、身寄りがない等の場合であって、当事者による審判の請求が期待できな いと市長が認める者とする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている場合 実施機 関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合(第1号に掲げる場合を除く。) 保険者が 本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)に基づく援護を受けている場合(第1号に掲げる場合を除く。) 実施主体 が本市となる者
- 2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

(市長審判請求の要請)

- 第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。
 - (1) 審判請求対象者の日常生活の援護者(親族以外の者に限る。)
 - (2) 児童委員及び民生委員
 - (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める社会福祉事業に係る施設等の長又

は福祉事務所の長

- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護保険施設その他これに類する 施設の長
- (5) 地域保健法(昭和22年法律第101号)に定める保健所の長
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院又は診療所の長
- 2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、成年後見制度における市長 審判請求要請書(第1号様式。以下「要請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、第1項各号に掲げる者(本市の社会福祉法に定める福祉事務所の 長を除く。)は、当該審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手続 について、平塚市成年後見利用支援センター(平塚市成年後見利用支援センター設置規則 (平成26年規則第40号)の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをい う。)に相談の上、要請書を提出するものとする。

(市長審判請求の担当課)

- 第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課(以下「担当課」という。)が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。
- (1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課
- (2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条 の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

(市長審判請求の決定等)

- 第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に 掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。
 - (1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度
 - (2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の 効果
- (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当 該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況
- (5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由

- 2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書(第2号様式)により当該要請人に通知するものとする。
- 3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審 判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策
- (2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に 基づく入所等の措置

(費用負担)

第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法(平成23年法律第52号。以下 「法」という。)第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用(以下「審判請求 費用」という。)を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(利息)

第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱(平成18年10月1日施行。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係 る申立ての要請については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、平塚市が行う後見人、保佐人及び補助人(以下「後見人等」という。)の報酬の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 後見人等の報酬の助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、原則として、後見人等であって、その被後見人、被保佐人及び被補助人(以下「被後見人等」という。)が本市に住所を有する者(被後見人等が次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者)のうち、後見人等の報酬について助成を受けなければ支払が困難であると市長が認める者とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている場合 実施機 関が本市となる者
 - (2) 措置入所者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 本市が入所措置を行った者
 - (3) 介護保険制度による被保険者である場合(第1号に掲げる場合を除く。) 保険者が 本市となる者
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)に基づく援護を受けている場合(第1号に掲げる場合を除く。) 実施主体 が本市となる者
- 2 前項各号に掲げるもののほか、助成対象者と市長が認める基準については、生活保護法 に基づく保護の実施責任の例によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としない。
- (1) 親族による後見人等
- (2) 被後見入等が死亡した時に後見人等であった者
- 4 前項第2号の規定にかかわらず、当該後見人等が、その後見等の事務に係る報酬を受けておらず、当該報酬を当該被後見人等の相続財産から受けることが困難である場合その他市長が特に必要があると認める場合は、助成対象者とすることができるものとする。

(助成額)

第3条 前条に規定する助成(以下「報酬助成」という。)の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部とする。この場合において、報酬助成の額は、被後見人等1人につき、報酬助成に係る被後見人等が施設等に入所している場合にあっては月額18,000円を、在宅の場合にあっては月額28,000円を上限とする。

(報酬助成の申請)

第4条 助成対象者は、報酬助成を受けようとするときは、市長に対してその旨を申請する ものとする。

(報酬助成の決定)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、成年後見調整会議において、被後見 人等の生活、資産及び収入状況について確認し、報酬助成の可否を決定するものとする。 (資格の消滅)
- 第6条 報酬助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、報酬助成を受ける資格は、消滅するものとする。
 - (1) 助成対象者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。

(返環)

第7条 前条第2号の規定により報酬助成を受ける資格が消滅したときは、当該報酬助成を受けた者は、既に支給された報酬助成の額の全部又は一部について返還する義務を負うものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第8条 報酬助成を受けている者は、当該報酬助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、報酬助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成16年4月1日施行。次項において「旧 要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている報酬助成及び報酬助成に係る申

請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成28年11月18日)から施行し、平成28年10月1日から適用する。

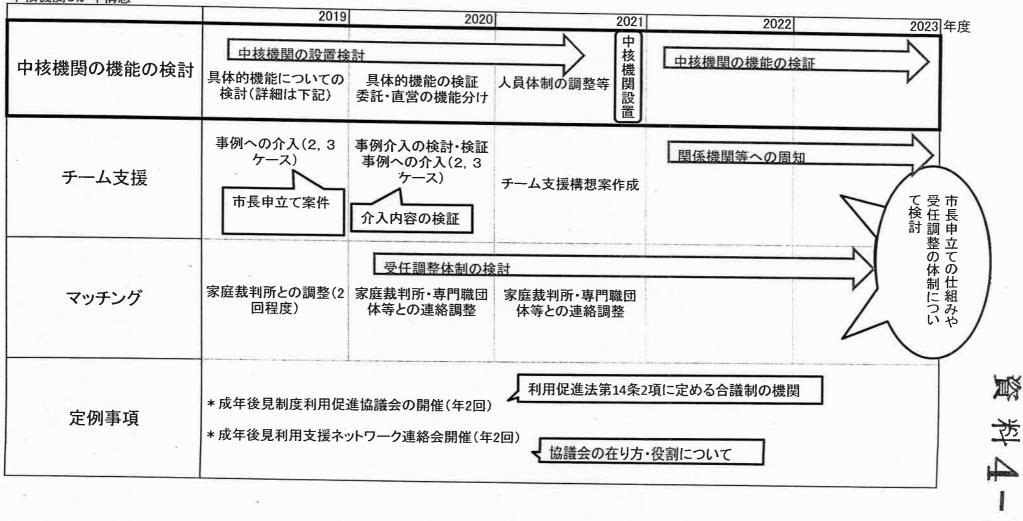
〈 中核機関の在り方の検討〉

利用促進法で求められている、地域連携ネットワークの整備や運営の中核となる機関について、在り方の検討を行っている。

現段階での具体的取組

- 1) チーム支援の在り方検討に向けた具体的事例への介入
- 2) 受任調整機能の在り方検討に向け、家庭裁判所と情報共有・意見交換
- 3) 県内他市町村との連絡調整・情報共有(横浜家庭裁判所との連絡協議会・湘南西部成年後見制度利用支援連絡会等)

中核機関5か年構想



成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知		70-7	レット、ポスターなどによる#	度周知	120
п	市町村計画の策定		国の計画の周知、市町	7村計画の策定働きかけ、第	定状況のフォローアップ	
ш	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		等の選任のための検討の低 行書の在り方等の検討 意思決定支援の在り		な運用等の開始、運用状況の の検討、成果の共有等	フォローアップ
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の 推進	(各地域の取組例の	中核機関の 携ネットワーク構築支援 収集・紹介、試行的な取組 D支援等)	設置・運営、地域連携ネット相談体制の引	ワークの整備 金化、地域連携ネットワークの	更なる構築
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主 的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不 正防止の在り方の検討		る自主的取組のための検討(等による自主的な取組の促)	取組の検討	対状況・地域連携ネットワーク ほえたより効率的な不正防山	
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決 定が困難な人への支援等の検討		D現場において関係者が対応 参考となる考え方の整理	参考と	なる考え方の周知、活用状況	を踏まえた改善
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		州限の措置について法制上の措置 平成31年5月まで	#		

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。 ※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

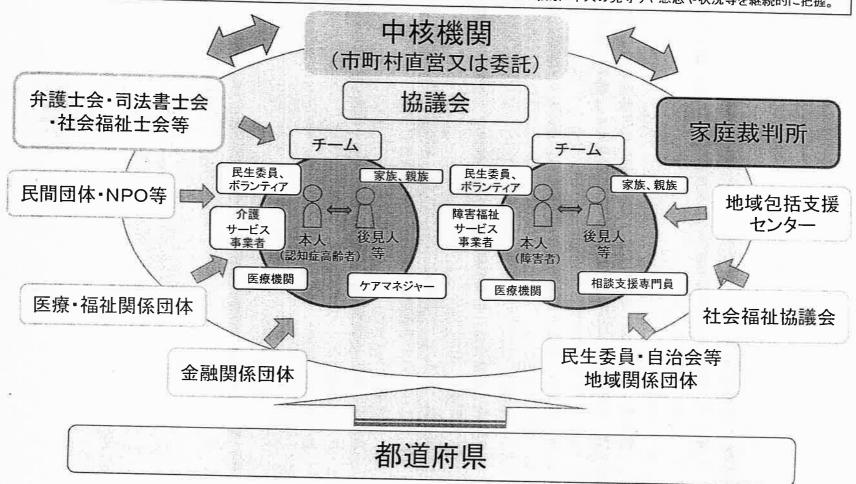
成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI

令和元年5月30日

工程表における記載	KPI (2021年度末の目標)
I 制度の周知	・中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による 成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村(平成30年10月時点 470市区町村)
	(参考値) ・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)
Ⅱ 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数(平成30年10月時点 60市区町村)
Ⅲ 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定
	・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数全47都道府県
	・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関する プログラム導入
	・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究 成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
Ⅳ 地域連携ネットワークづくり	・中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 全1741市区町村(平成30年10月時点 492市区町村)
	・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦 する取組を行っている市区町村数 800市区町村(平成30年10月時点 210市区町村)
	・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組 (専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施) を行っている市区 町村数
	200市区町村(平成30年10月時点 59市区町村)
	・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村 (平成30年10月時点 79市区町村)
	・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやす さの調和	・全預金取扱金融機関(※)の個人預金残高に占める後見制度支援預金又 は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上(平成30年12月末時点 約12%)
	※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及 び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護 等に係る意思決定が困難な人への 支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
™ 成年被後見人等の権利制限の 措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律(190)

地域連携ネットワークと中核機関の整備について

- 〇 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、 各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
 - ※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 - ※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



平塚市成年後見制度利用促進懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市成年後見制度利用促進計画に掲げる事業又は取組について進 捗評価又は意見交換を行い、広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する平塚市 成年後見制度利用促進懇話会(以下「懇話会」という。)の運営に関し必要な事項を定め るものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、平塚市成年後見制度利用促進計画に関する事項について意見を聴取する際に開催する。

(構成)

- 第3条 懇話会は、平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員をもって充てる。
- 2 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者(以下「構成員」という。)のうちから座長及び副座長を置くことができる。
 - 3 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に出席を求めることにより開催するものとする。 (謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内において、謝礼金、交通費その他構成員が懇話会に出席したことに対する費用を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。